

関係者のみ利用可能です。 お問い合わせフォームよりご連絡ください。 [U-Star]

投資契約書

[投資者名] (以下「投資者」という。)、[発行会社名] (以下「発行会社」という。) 及び [経営株主名] (以下「経営株主」という。) は、投資者による発行会社への投資に関し、以下のとおり投資契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (目的)

本契約は、投資者による発行会社に対する投資と株式の取得を通じて、発行会社の事業の拡大発展を期すことを目的とする。

第2条 (発行要項)

発行会社は、以下の要項 (以下「本要項」という。) により株式を発行するものとし、投資者は、このうち普通株式 [割当数] 株を引き受ける (以下「本投資」といい、投資者に割り当てられる株式を以下「本株式」という。)

- | | | |
|-----------------|-------------------|---------|
| (1) 株式の種類及び数 | 普通株式 | [発行総数]株 |
| (2) 払込金額 | 1株につき | []円 |
| (3) 払込金額の総額 | | []円 |
| (4) 増加する資本金の額 | | []円 |
| (5) 増加する資本準備金の額 | | []円 |
| (6) 発行方法 | 第三者割当の方法により割り当てる。 | |
| (7) 払込期日 | 20[]年[]月[]日 | |
| (8) 払込取扱場所 | 銀行名 | :[]銀行 |
| | 店名 | :[]支店 |
| | 預金種目 | :[]預金 |
| | 口座番号 | :[] |
| | 口座名 | :[] |

第3条 (投資の実行)

1. 本投資の実行 (以下「本クロージング」という。) は、投資者が、本要項(7)に定める払込期日において、[投資者の払込金額]円を、本要項(8)に定める払込取扱場所に支払い、発行会社が投資者に対し本株式を発行することにより行う。なお、振込手数料その他支払に要する費用は、投資者の負担とする。
2. 発行会社は、法令により必要とされる機関決定を行い、本クロージング後速やかに、投資者を本株式の株主として発行会社の株主名簿に記載し、当該投資者に対し、株主名簿又は株主名簿記載事項証明書を交付する。